

資料 8

「北京+20」に向けて

2014.4.17

JNNC 永井よし子

①日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク(Japan NGO Network for CEDAW)

女性差別撤廃条約の実現を求めて活動する NGO のネットワークで現在 48 団体が参加。2002 年 12 月、第 4,5 次政府報告に関する日本の NGO のネットワークとして発足。

国連女性差別撤廃委員会への NGO レポート提出、ロビイング、情報提供、政府報告書審査の傍聴および国内での国会や内閣への働きかけを行う。

選択議定書の批准運動、2009 (第 6 次報告) 総括所見を受けてのフォローアップ事項への対応と働きかけ、第 7 次・8 次の政府報告書の進捗状況について監視専門調査会のヒアリングと 3・6 評価表発表なども行ってきた。

②北京行動綱領の重要性

- ・条約の各項目と行動綱領の戦略目標
- ・北京+20 に際して行動綱領の検証が必要。実現したもの、未着手のものを含めて、成功の要因、実現できない障壁、必要な行動は何かを考えねばならない。たとえば、「すべての国内法、政策、慣行及び手続」の条約上の義務との一致の確保も急がれる。国内問題は 7 月にとというが、国内問題と切り離しての国際問題はない。
- ・来年は『第 4 次男女共同参画基本計画』作成準備の年でもある。行動綱領のチェックの観点から施策を見直すいい機会になる。

③国内の女性差別が温存されたままなのはなぜか。条約の国内周知は不十分、国会議員や司法の認識はお粗末かつ反発的。

憲法は条約の誠実な履行を明記、条約機関からの勧告を軽視する認識を改め、国内での女性差別の撤廃の動きを加速しなければ、国際的に立派な政策を謳い上げてても説得力がなく、信頼もされない。

④選択議定書の批准

条約を実効あらしめる手段の一つでもある選択議定書の批准を急ぐべきである。2009 年、JNNC は選択議定書の批准を実現すべく国会、政府、省庁への働きかけを重ねたところ、政府、法務省、外務省、内閣府は解釈上の懸念はないと明言した。しかし、土壇場で、批准は実らなかった。すでに 104 か国が批准をしている。

⑤女性の人権の保障は平和あってこそ。平和を損なう動きは、女性差別撤廃に逆行し、さらなる差別構造を生む。平和の実現のためには、女性差別の撤廃が不可欠であるとする。